

令和4年8月9日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年8月9日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛

次長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 それでは、暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ます。

ただ今から8月期の高森町農業委員会の総会を始めさせていただきます。

12番委員から若干、遅れるという連絡を受けております。

本日は14名中、14名の出席ということで御報告をさせていただきます。

従いまして、規則にあります定足数に足りているということで、総会の成立を宣言させていただきます。

最初に、会長から御挨拶がございます。

会長 皆さん、こんにちは。

毎日暑い日が続き、農作業も大変かとは思いますが、御苦勞様でございます。

それと、忙しい中、本日、総会に出席いただき、ありがとうございます。

昨今、東北のほうで梅雨末期のような症状というか、集中豪雨で水害とか起きておりますが、どっちかというところまで九州とか西日本で起きるようなことが、今、東北のほうに起きているというのは、やっぱり異常気象が原因ではないのかと思います。

また、こちら九州もこれから台風のシーズンとかになりますので、台風の被害がないことを願っておりますが、無事に済めば幸いかなと思っております。

そして、今日の総会ですけど、議題は全部で4件という、私、今まで一番、こんなに少なかったのは今回が初めてじゃないのかなというぐらい少ないですけども、皆さんで慎重審議の上、進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

では、始めてきます。

事務局 ありがとうございます。

それでは、早速、議事のほうに入ってまいりたいと思います。

進行を、規定によりまして会長が議長となりますので、よろしくお願いたします。

議長 「議第18号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和4年8月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということで、こちらから指名をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。それでは、今回は、12番委員と、13番委員をお願いいたします。

次、「報告第6号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。

令和4年8月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは農地法第3条の第1項の規定ということですので、この説明は事務局からさせていただきます。

事務局 それでは、報告第6号につきましては、4ページの番号1をご覧ください。

こちらは相続の案件になりますが、土地の所在地につきましては、以下のとおり、登記地目、現況地目は「一般田」、相続人についても記載のとおりとなっております。夫から妻への農地の相続となっております。

補足資料については、3ページの写真のとおりとなっております。

議長 何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案は報告どおりといたします。

「議第19号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年8月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この次の議題は、私が担当している地区ですので、私から

説明いたしたいと思います。

議第19号、農地法第5条審議資料、6ページの1番です。

補足資料は、5ページ、6ページとなります。

妻の農地を借り受け、新たに住居を建設する、となっております。

これは、貸付人と借受人は夫婦ということで、妻の土地に旦那さんが住居を建てるということです。

事務局 事務局から補足の説明をさせていただきます。

こちらは、今説明があったとおり、土地の名義につきましては妻になっておりますが、そちらに使用貸借権を設定し、夫が住居を建設するということになっております。

こちらの5条届出事由につきましては、申請書の事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準については、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無について適当または確実であると判断しています。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上です。

議長 はい。この件について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、この件については、可決いたしたいと思います。可決します。

次、2番の土地も私の担当の地区ですので、私から説明させていただきます。

議第19号、農地法第5条審議資料の2番です。

補足資料が7ページから8ページとなっております。

平成9年当時、申請地を林地と思い込み賃借契約の後、倉庫、作業所・事務所を建設してしまいました。

農地法第5条の許可が必要と知り申請いたしました。

始末書添付となっております。

この土地は、私に去年から相談があり、どうしようかということでやっていた土地です。

譲受人が農地に、補足資料を見て分かりますように、既に事務所

とか倉庫とかを建ててしまっていることから、譲受人に申請しないと駄目ですよと話をしておったのですが、お互い話し合いがつきましたので、今回申請ということになりました。

そもそも農地に建物を建てるといことはいけないということをよく分かっていなかったみたいだったので、始末書を付けて、今回の申請ということで上がって参りましたので、よろしくお願ひします。

事務局 事務局から、補足の説明をさせていただきます。

こちらは始末書が添付をされておまして、そちらの始末書を読み上げさせていただきます。

土地の所在は、大字〇〇字〇〇 〇〇〇〇-〇〇と、同所の〇〇〇〇-〇〇の2筆になっております。

平成9年に申請地を賃借し、倉庫、作業所・事務所を建設しました。

当時の申請地には杉が植林してあり山林であると認識していました。

山林と思い、今回、土地購入の申し出をし、調査したところ、畑であることが判明しました。

なぜこのようなことが起きたかを考えると、山林と思っていたが、植林のためスギの苗を採るための畑であったことから、登記簿地目名は畑であることが判明しました。

現況から畑を農地以外に変更する場合は、地元農業委員さんから農地法の許可が必要だと言われ、今回申請しました。

今後、このようなことが起きないように注意したいと思います。

また、今後も友人等にも農地法についての啓発を行っていきたいと思います。

どうかこのような今回の不始末については、御寛大な御措置をお願い申し上げまして、申請を許可いただきたく、ここに始末書を提出いたします。令和4年〇月〇〇日。

申請人からの始末書の内容です。

それと、許可基準ですが、こちらは申請書の事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から、一般基準については事務局が申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件の支障などについて、適当または確実であると判断しています。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

以上です。

議長
(複数委員) はい。この件について、何か質問はありませんか。
ありません。

議長 はい。ないようですので、この件も可決いたしたいと思います。

次、「議第20号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年8月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は農用地利用集積計画ということになっておりますので、説明は事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

議案の9ページをお開けください。

議第20号、農用地利用集積計画審議資料となります。

番号1、権利の種類は賃貸借権の設定、それから利用権の設定する者、設定を受ける者は記載のとおりでございます。

利用権を設定する土地は3筆ございまして、記載のとおりです。地目等も記載のとおりでございます。

契約期間は〇年と〇カ月です。

支払方法、小作料は物納で、作物は、水稻です。

10a当たり〇〇kgということでございます。

資料は、9ページ、10ページ目をご覧いただきたいと思います。記載のとおりでございます。

以上です。

議長
(複数委員) 何か質問はありませんか。
ありません。

議長 はい。ないようですので、この件については承認いたしたいと思います。

これで、今日の審議の案件は全部終わりましたので、皆さん、どうもお疲れ様でした。